

## 第 3 次男女共同参画基本計画（監視関係部分抜粋）

### 第 1 部 基本的な方針

#### 1 第 3 次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後 10 年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方(ジェンダー等)を重視し、国際的な協調を図る。

#### 3 今後取り組むべき喫緊の課題

##### ④ 推進体制の強化

男女共同参画社会を実現するため、国内の推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限発揮できるようにするため、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、第 3 次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。(以下略)

### 第 2 部 施策の基本的方向性と具体的施策

#### 第 15 分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

##### 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知 (具体的施策)

###### ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ・ 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化する。

### 第 3 部 推進体制

#### 2 第 3 次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

##### (1) 第 3 次基本計画の実施状況についての監視機能の強化

- ・ 男女共同参画会議において、第 3 次基本計画における施策の進捗状況等を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、その監視の結果については広く公表する。

##### (2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化

- ・ 女子差別撤廃条約に基づく我が国の第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視する。